

二氏ヲ載セ、神別皇別諸蕃ノ三體アリ、コノ氏ヲ拾芥抄ニハ、二十四戸ト無戸トニ分チ、カバ子ヲ戸トイフ、朝臣、真人、宿禰、連王、公、首造、直、忌寸、縣主、村主、神主、使主、人、伊美吉、史、勝部氏、伊吉、阿祇奈君、倉人ナリ、カバ子ハ、華ノ姓氏ノ類ニアラズ、官ノスムニヨリテ改リ、罪アルトキ奪レバ、爵ノ類ニテ、日本ノミニテアルコトナリ、シカルニ古人、姓ノ字ニテ譯シタルアヤマリヨリ、姓ナリトオモフ人多ク、華人マデヘモソノアヤマリヲ傳ヘタリ、後世ニハカバ子ノ論ナク、今ノ衣冠ニハタダ朝臣ノミアリ、千百八十二ノウヂモ遺リタルハ、ハナハダ稀ナリ、古ノウヂヲ今ハ或ハ稱號トイフ、カバ子ヲ姓ト譯スルコト、モトヨリアタラズ、戸ト譯スルハイヨイヨ遠シ、華ニナキコトナレバ、一字ニテ譯シラレズ、華語ニテイハド門品ナリ、

〔過庭紀談三〕國史ニ、カバ子ノコトヲ、戸ノ字モ書キ、姓ノ字ヲモ書キ來レリ、姓ノ字ヲカケバトテ、カバ子ノコトヲ姓氏ノ姓ト思フベカラズ、カバ子ハ爵ノ類ニテ、爵トモ同ジカラズ、段々ノ階級アリテ、首尾ガヨケレバ、段々ニ改マリテ上ル、首尾ガ惡シケレバ、奪ハレモスル下リモスル、何事ナケレバ、代々モナノル、姓氏ノ姓トハ格別ノコトナルヲ、古人謬リテ姓ノ字ヲ用ヒ來リシ故ニ、凡ソノ國史ヲ看ル時、紛ラシキコトアリ、混ズベカラズ、

〔日本書紀清寧十五〕二十三年雄略八月申是月吉備上道臣等聞朝作亂、思救其腹○吉備稚媛所生星川皇子、率船師四十艘來浮於海、

〔倭訓栞波前編二十四〕はらむ 系圖をいふに何腹といふ事、日本紀續日本紀などに見えたり、母家によりて氏族の別れをいふ辭也、

〔玉勝間十四〕氏族を腹といへる事

書紀清寧天皇御卷に、其腹所生星川皇子とある腹は氏族のこと也、宇遲もしくは宇賀良など訓べし、又欽明天皇御卷に、韓腹、推古天皇御卷に、八腹臣等などあるも皆然り、續紀にも卅二に、